

修学奨励金制度について

福井県教育委員会

働きながら学ぶ皆さんが、この課程を無事に修了できるように、昭和50年度から定時制に、昭和52年度から通信制の課程にそれぞれ「修学奨励金の貸与制度」が設けられました。

以下を読んで、貸与を希望する人は、先生とよく相談してください。

令和2年度は、下記のとおり募集します。

記

- 1 貸与を受けることができるのは、次の要件に該当する人です。
 - (1) 高等学校の定時制課程または通信制課程に在学していること。
 - (2) 4か年以内で卒業する学習計画のもとに、4か年以内で卒業する見込みを持つ者であること。
 - (3) 経済的な理由により、著しく修学が困難であること。
 - (4) 経常的収入を得る職業に就いていること（年間90日以上）。
 - (5) 福井県奨学育英資金等の奨学金の貸与を受けていないこと。
- 2 貸与の金額

1年次生	月額	14,000円
2年次生	月額	14,000円
3年次生	月額	14,000円
4年次生	月額	14,000円
- 3 貸与の選考
貸与希望者の中から選考の上、その貸与者を決定します。
- 4 貸与の打ち切りまたは休止
 - (1) 1に掲げる貸与対象者としての要件を欠くにいたったときは、貸与を打ち切ります。
 - (2) 貸与を受けている者が休学または長期にわたって欠席した場合には、貸与を休止します。
- 5 返還の免除
貸与を受けた者で、勤務実績が充分な者が、高等学校の定時制課程または通信制課程を卒業したときは、貸与を受けていた修学奨励金を返還する必要はありません。
- 6 返還の猶予
貸与を受けていた者が貸与を打ち切られたときは、その修学奨励金を返還しなければなりません。在学中であればその返還が猶予されます。
- 7 返還
貸与を受けた者が、高等学校の定時制課程または通信制課程を卒業できなかった場合は、貸与を受けた修学奨励金を返還しなければなりません。また、勤務実績が、年間90日に満たなかった場合も、その年度に貸与を受けた修学奨励金を返還しなければなりません。
- 8 その他
勤務実績がない月は、特別な場合を除き、修学奨励金の貸与はされませんので注意してください。

詳しいことは、担当の先生によく聞いてください。